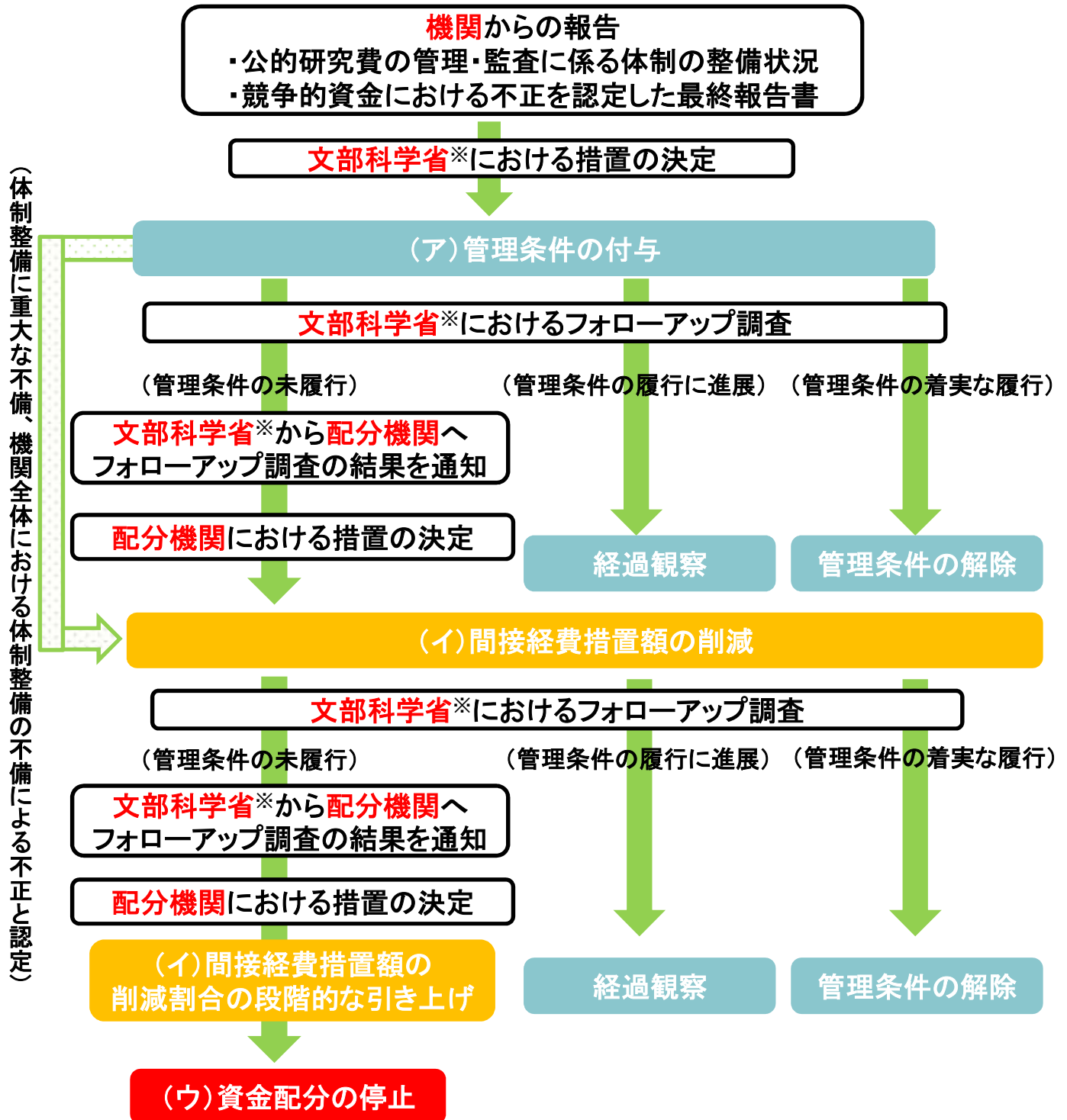


体制整備に改善が見られない機関及び不正が認定された機関への措置のフローチャート

対象制度：競争的資金

対象機関：文部科学省が体制整備に改善が見られないと判断した機関、
配分機関において不正の認定を受けた機関

管理条件の付与、間接経費措置額の削減、資金配分停止に係る手順



※文部科学省には、有識者会議における検討も含む。

※原則として、(ア)～(ウ)の順に、段階的な措置を講じる。

※文部科学省が体制整備に重大な不備、機関全体における体制整備の不備による不正と認定された場合は、管理条件を付与するとともに、必要に応じて、配分機関が間接経費措置額の削減の措置を講じる。